

序 章 都市計画マスタープランとは？

序－1 都市計画マスタープラン創設の背景と見直しについて

今までのまちづくりは、

全国一律の基準や制度の枠の中で、行われてきました。

当時の動向として、

地域の特性を活かした、個性豊かな計画が必要となっていました。
計画を市民に親しみやすく、分かりやすくすることが必要となっていました。

そのため、平成4年6月に都市計画法が改正され、以下の項目に配慮した「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を策定することとなりました。

- (1) 「市町村の総合計画」、「整備、開発及び保全の方針」に即して策定します。
- (2) 市民の意見を反映できるための必要な措置を講じます。
- (3) 都市計画マスタープランを公表し、知事に通知します。
- (4) 市町村の定める都市計画は「マスタープラン」に即したものとします。

吉川市都市計画マスタープランは、平成32年までの概ね20年を計画期間として平成12年に策定しましたが、策定から10年が経過する中で、上位計画との不整合や社会経済情勢に変化が生じてきました。

そこで、下記の視点を重視し、一部見直しを行います。

平成24年策定の「第5次吉川市総合振興計画」に即します。

人口減少時代の到来と少子高齢化の進行による人口構造の変化、国や自治体の財政上の制約、環境意識の高まり、ライフスタイルの変化と市民ニーズの多様化など社会経済情勢には様々な変化が生じ、まちづくりにおける課題も多様化しています。特に環境負荷の小さな都市構造への転換が求められる中で、低炭素都市づくりの観点を重視し、環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進していきます。

序ー2 都市計画マスタープランとは？

都市計画マスタープランとは、

吉川市が目標とするまちの将来像を示す大切なプラン

であり、以下に示す項目に配慮したプランです。

市が定める都市計画のよりどころとなる。
市が主体的に定める法定計画となる。
地域社会共有の身近な都市空間を重視する。
市民参加のもとに策定される計画とする。

序ー3 都市計画マスタープランの役割

(1) より地域に密着した都市計画を推進する

各地域の様々な問題点を踏まえ、身近なまちづくりの課題を重視することで、吉川市の目指す将来像を「都市全体」及び「地域別」の視点から示し、まちづくりの目標を明確にします。

(2) 都市計画事業に対して市民が理解でき、協力・参加しやすくなる

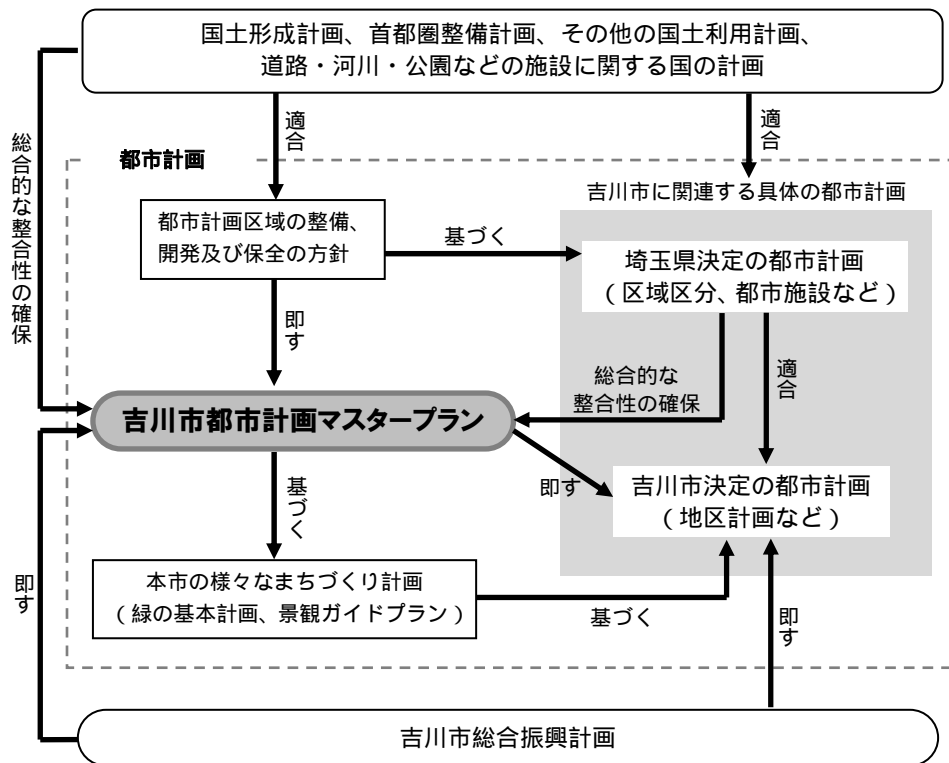
市民の意見を反映させて地域の将来像を考えることで、市民が都市計画を理解でき、各事業に対して協力・参加しやすい環境をつくります。

(3) 吉川市の主体的な都市計画を推進する

20年後の長期を見据えたまちづくりの基本方針として、各種個別計画間の整合性を保ちながら、まちづくりに関する事業計画の立案を総合的、計画的に推進します。

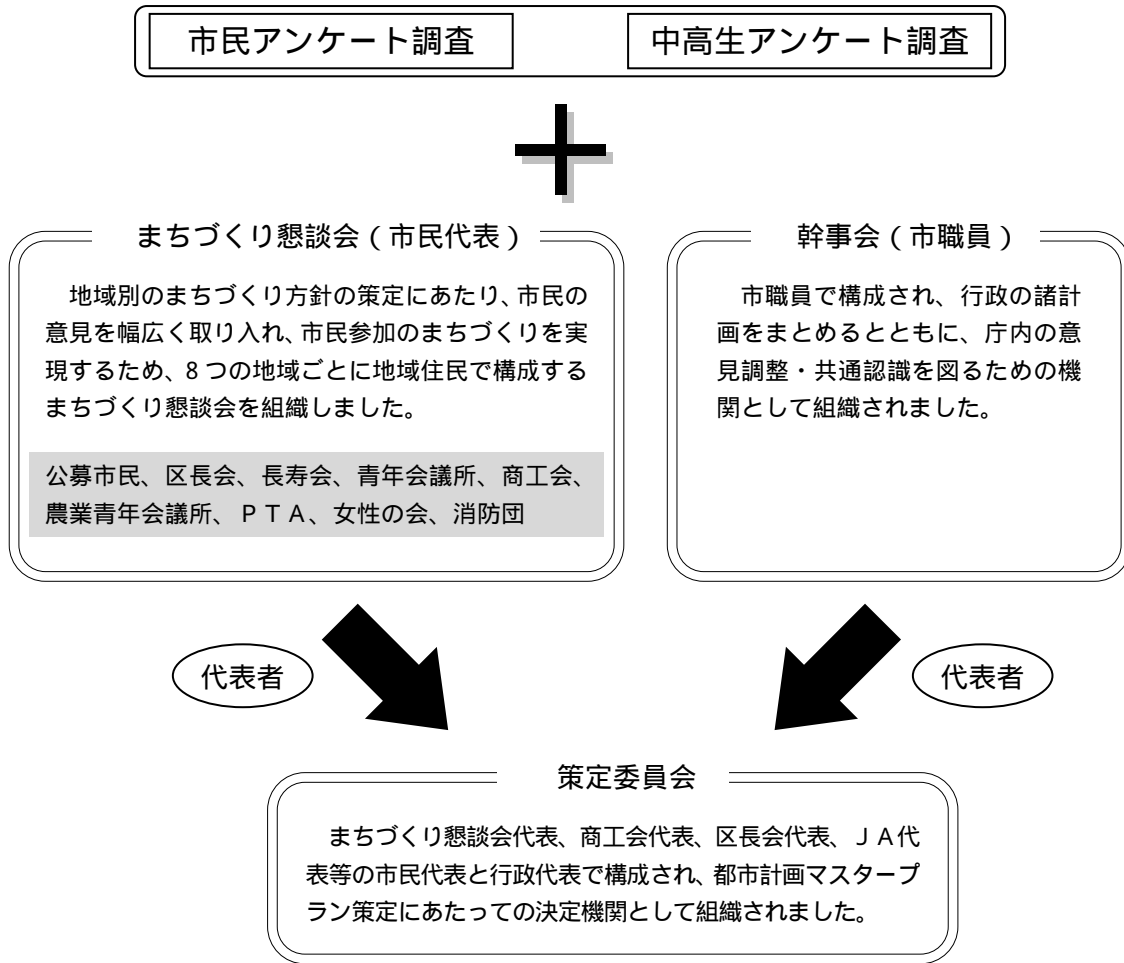
序-4 位置づけ

都市計画マスタープランは「吉川市総合振興計画」における都市整備の個別計画であり、地区計画等の市が定める都市計画のよりどころとなります。また、各部門計画等、関連諸施策と連携した総合的な都市整備を進める指針となります。



序ー5 策定過程における市民参加の取り組み

都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民の意見を幅広く取り入れ、市民が住みたいと感じるまちづくりプランを策定することが重要です。そのため、市民、中高生を対象とするアンケート調査を実施し、まちづくりに対する具体的な意見や要望を幅広く把握するとともに、市民参加により、市民意見を取り入れることを主眼においた、3つの組織をつくり、策定を進めました。



序ー6 見直し過程における取り組み

都市計画マスタープランの見直しにあたっては、市民意識調査により、市民ニーズを把握するとともに、吉川市都市計画審議会にて、「環境にやさしいまちづくり」と「災害に強いまちづくり」の2つの観点から、持続可能なまちづくりに向けて考えるべき事項や取り組みの基本的な考え方について検討を行いました。

また、社会経済情勢の変化を反映するとともに、水と緑に囲まれた本市の特性を活かすことを意識して、まちづくりの基本方向や方針を見直しています。

さらに、市民説明会やパブリックコメントの実施により、市民意向を計画に反映しています。

序-7 全体構成

都市計画マスタープランの全体構成を以下に示します。

